

北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会 医療施設整備等検討委員会設置要領

(設置目的)

第1 この要領は、国が交付する補助金等（国の要領で事後的評価の対象となる補助金等に限る。以下「国庫補助金等」という。）の協議の対象となる施設の選定に関する公平性を確保するとともに、道が実施した国庫補助金等の交付対象事業について、その効果的な推進に向けて事業内容を評価し、国庫補助金等の適切な運用等を図るため、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会運営要領第6の規定に基づき、医療施設整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 国庫補助金等による施設整備の事業計画に関すること。
- (2) 国庫補助金等による施設整備及び設備整備の事業等に係る事後的評価に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員で構成し、7人以内で組織する。

- 2 委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4 委員会は、委員長が召集し、これを主宰する。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、保健福祉部地域医療推進局地域医療課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。